

賃金統計をめぐって(3)

S・S・S 生

も く じ

1. はじめに—このシリーズの趣旨—
 2. ある質問と賃金統計 以上8・9月号
 3. 賃金序列と賃金格差の検討
 4. 地域格差の検討(1) 以上10月号
 5. 地域格差の検討(2)
 6. 企業規模格差、産業格差の検討 以上本号
- (注) 所掲表の番号は通号にしてある

地域格差の検討 (2)

賃金の地域格差に関連する統計資料として、前号で述べた資料のほかに物価の地域格差にかんするものがある。総理府統計局の「消費者物価地域格差指数」がそれである。

かりにA・B両市で同じ時期に全く内容の等しい、つまり全く同質同量の消費生活をしたものとしよう。この場合、おなじ銘柄の商品でも両市のあいだに市価のちがいがあれば、生活の内容は実質的に同一でも両市の生活費はちがつてくるはずである。そこでA市の生活費を基準としてB市の生活費を指数の形で表わすのが、物価地域差の考え方である。このときA市を基準都市とよび、B市を比較都市という。そして指数計算の仕方としては基準都市の消費構造を、たとえば食料費は消費支出総額中の何%、衣料費は何%というように、構成比に換算し、それをA・B両市の平均生活費を計算するためのウェイトとする。現行の地域差指数は、生活費(消費生活に要する費用)を測定するための消費構造として総理府統計局の「家計調査」でえた全国平均の家計の結果を使い、基準となる地域として全国平均をとっている。

表7は、この結果の一部を示したものであるが、府県別の結果はなく、地方別あるいは県庁所在都市別の結果しかないので、東北地方と福島市の指数を示してある。これによると、総合指数では、福島市あるいは東北地方

表7 消費者物価の地域差指数
(昭和42年卒均) 全国平卒=100

	総 合	食 料
東 北 地 方	97.0	94.9
中 都・市	101.0	97.7
小 都 市 A	97.0	94.3
小 都 市 B	94.1	92.5
町 村	94.5	93.7
福 島 県	100.2	98.1

(注) 総理府統計局『昭和43年消費物価指数年報』第13表による。

中都市は人口15万以上の市、小都市Aは人口5万以上15万未満の市、小都市Bは人口5万未満の市を示す。

の中都市(人口15万以上の市)はほとんど全国平均と消費者物価の水準が変わらないという結果になっている。小都市、町村になると、ちすが物価は安く、3~5%ほど全国平均にくらべ低くなっている。一方、食料指数は、東北地方は全体的に安く、福島市でも約2%低く、食料物価の安ちが目立つている。しかし、いずれにしても、物価水準をみるかぎり、全国平均の賃金を福島県の賃金としてそのまま利用して大して問題がないことを示しているわけである。

この消費者物価地域差指数には、①物価水準を時系列

表8 消費支出の地域格差

(昭和39年9~11月平均、勤労者世帯1世帯あたり)

	世帯人員数	消費支出	全国=100.0
全 国	4.06人	44,283円	100.0
東 北 地 方	4.12	37,532	84.8
福 島 県	4.15	38,566	87.1
福 島 市	4.25	39,708	89.7

(注) 総理府統計局『昭和39年全国消費実態調査報告』第1、第2、第4巻による。

消費支出は、税金、貯金などを除く生活費である

的に比較する「消費物価指数」を作成するためにえられた価格資料を利用しているため、品目数、銘柄数が限られており、また地域ごとの銘柄の統一が厳密でない。②各地域ごとに、他にくらべ相対的に高いもの安いものがあり、それらが代替できるものであれば、一般に消費者は安いものをたくさん、高いものを少なく買うものであり、また、気候・風土により消費構造に異なるものであるが、この指数では、どの市、どの地方も同じ消費構造であると仮定して計算している、といった問題点がある。(なお、これらの欠点を補う意味で、同じ総理府統計局で昭和42年に「全国物価統計調査」を実施し、各種の物価の地域差指数を計算している。その報告書の第1巻は先月刊行された。)

このように、この指数には、価格資料あるいは指数理論上、若干問題があるが賃金の地域差と関連して、もつと重要なことは、物価水準以上に、生活水準に地域格差が大きいことである。生活水準の1つの指標として消費支出の額を考え、総理府統計局の『昭和39年全国消費実態調査報告』(全8巻)によつて、生活水準の地域格差

を示したのが表8である。

この表によると、福島県の消費支出は、全国平均にくらべ約13%も低く、賃金の格差に近い。しかし、消費水準を地域間で厳密に比較するには、世帯人員数の相違、物価水準の差などを取り除く必要があるが、これについては、後に賃上げ資料の問題で詳しく取り掲げることになろう。

いずれにしても、いまA・B両市の生活水準ないし賃金水準に地域差があるが、これを消去して両市の水準を比較したいときは、A・B両市の実数をそれぞれの地域差指数値で割つて100倍したうえで対比すればよいわけである。

5. 企業規模格差・産業格差の検討

最近の労働力不足は、深刻の度をましている。表9は労働省の『職業安定業務統計』によつて労働力の需給状況を示したものである。

これによると、新規学卒者の求人倍率2~4倍にもなつており、20~40%の充足率にとどまつている。新規学

表9 労働力の需給バランス (昭和42年)

	新規学卒者(昭和43年3月卒)全国				新規学卒以外(月間)	
	中学校		高等学校		全国	福島県
	男子	女子	男子	女子		
求職者数(A)	149,149	166,430	387,617	454,525	1,161,982	18,174
求人数(B)	465,987	622,214	1,506,061	1,065,385	1,158,353	11,456
就職者数(C)	131,478	158,934	344,310	386,633	151,075	3,198
求人倍数(B/A)	3.1	3.7	3.6	2.3	1.0	0.6
就職率(C/A×100)	88.1	95.5	88.8	85.1	13.1	17.6
充足率(C/B×100)	28.5	25.5	22.9	36.3	13.2	22.4

表10 企業規模別の賃金格差 (福島県・製造業・女子生産労働者)

	10~99人		100~999人		1000~	
	賃金	労働者数	賃金	労働者数	賃金	労働者数
計	13.9	12,464	15.0	134,143	18.8	4,629
~17歳	14.0	1,047	13.9	2,788	15.0	902
18~19	14.9	1,026	15.2	2,094	17.2	271
20~24	15.5	1,472	16.4	2,848	19.0	1,071
25~29	14.7	1,312	16.2	995	18.3	496
30~34	13.0	1,643	14.3	1,195	20.0	516

(注) 労働省、昭和42年『賃金構造基本調査報告』第7巻による。
賃金は平均月間定期給与額を示す。

卒者以外では、求人数と求職者数とはほぼ等しく、とくに福島県の場合、供給のほうが多い状態で、求人側に有利となつているが、質のよい労働力を得るためには、かなりむずかしい状況になつている。

このような労働力不足の昨今では、大企業規模あるいは他産業の賃金をも検討しておかないと、新規の工場を建設しても、労働力を充足することができない事態も当然起こるわけである。

表10は、『賃金構造基本調査報告』によつて福島県の製造業における女子生産労働者の賃金を企業規模別にみたものである。これによると、17歳以下の場合、小規模の10~99人の賃金が100~999人のそれを若干上回つてい

る以外は、各年齢階級とも企業規模が大きいほど賃金が高くなっている。たとえば、もつとも労働者が多い20～24歳についてみると、100～999人を100として、10～99人が94.5、1000が115.9となっている。もし労働力をぜひ充足する必要があるなら、問題のF市に新工場を設立しようとしている会社の企業規模が500人であつたとしても、1000人以上の企業（上位規模企業）と同じだけの賃金を出すことを覚悟しなければならぬ。

一方、産業についても同様なことがいえる。表11でみるように、福島県の製造業における女子労働者の賃金は、他産業にくらべ若干低目となっている。もちろん、

仕事の性質によつては賃金が低くても労働力を充足することも可能かもしれないが、賃金の額によつて就職が決められるなら、質のいい労働力は他産業にとられてしまうことになる。

以上、新設の工場における賃金体系を定めるために参考になる統計資料を、具体的に使つてみたわけである。ここでは、賃金体系を全く新しく作ろうとした場合に焦点をしばつて、参考すべき統計資料を紹介した。しかし、より多く問題となるのは、賃上げ交渉のさいの統計資料の使い方であろう。次号から稿を改めて、このテーマを採りあげることになろう。

表11 産業間の賃金格差 (福島県、規模10人以上、女子労働者)

		計	～ 17 歳	20 ～ 24 歳	30 ～ 34 歳
産 業 計	賃 金 (千円)	17.1	14.1	17.8	17.9
	労働者数 (人)	63,888	6,185	15,115	6,393
製 造 業	賃 金 (千円)	15.8	14.1	17.1	15.1
	労働者数 (人)	36,028	4,902	7,445	3,770
卸・小 売 業	賃 金 (千円)	17.1	13.5	17.5	18.9
	労働者数 (人)	12,820	490	4,020	1,010
金 融 保 険 業	賃 金 (千円)	22.5	—	20.4	29.6
	労働者数 (人)	3,654	—	1,580	154
運 輸 通 信 業	賃 金 (千円)	23.1	14.7	19.1	31.0
	労働者数 (人)	5,582	773	1,297	637
サ ー ビ ス 業	賃 金 (千円)	28.4	11.9	20.0	29.0
	労働者数 (人)	23,725	756	5,187	3,077

(注) 労働省『賃金構造基本調査報告』第7巻による。
賃金は平均月間定期給与額を示す。

(日本統計協会発行「統計」6月号より転載)

●人口あれこれ

統 計
ミ ニ 知 識

●人口総数

昭和44年5月現在で1億212万人、中国の7億人、インドの5億人、以下ソ連、アメリカ合衆国などに次いで日本は世界の7番目

●人口の将来

10年後 1億1500万人
40年後 1億3700万人

この頃から人口減少が始まるか?

●平均寿命

	戦前	現在	将来
男	47才	69才	73才
女	50才	74才	76才

●出生希望

すでに2児の親となっている夫婦に「あと何人子供がほしいか」という調査では、昭和25年には「もういらぬ」という夫婦が30%でしたか、この率も昭和38年には72%になりました。しかし、その後はまた漸減しております。

●家族計画

産児調整の理由は次のようになっています。

第1位	少なく生み良い教育を	50%
第2位	母体保護	47%
第3位	経済的理由	21%
第4位	生活を楽しむ	10%

統計調査員登録制度を採用した経緯、

その現況、効果、問題点などについて

神奈川県企画調査部統計調査課主事 今 井 栄

1 経 過

調査員の選任難については、全国的な問題であり、ことに神奈川県にとつてはその傾向は非常に強い。しかも年々選任難の状態は悪化する傾向にあつた。このような事情から数年来機会あるごとに会議の議題、質問、討議の対象となつていた。制度の発足は県下14市区において構成する「市部統計事務研究会」（以下「市部研」（県下の全市統計主管課で構成）である。この「市部研」においては39年頃から調査員の選任難を単に調査員に手当てだけでなく、それぞれの地域の課題として真剣にとりあげた。この際、イニシアティブをとつたのがこの時点において最も調査員選任難に悩んでいた川崎市であり、39年夏ごろからその構想とする「調査員の公募、登録制度」を具体的に研究した。これを契機として各市が公募による調査員登録制度を実施しようとの動きが活発となつてきた。

そこで県は県下各市が、それぞれ別個のかたちで、この制度を実施するより統一して実施した方がより合理的であろうという結論に達し、この構想について「市部研」「郡部統計事務研究会」（町村の統計主管課で構成）等に提案し、協議の結果、神奈川県統計調査員対策の基本構想が次のとおり確立された。

- (1) 調査員制度は、県下全市町村の実状を勘案しつつ統一した形で行なう必要がある。
- (2) 制度の実施は、国勢調査終了後における統計調査への一般の理解が進みムード的の浸透も期待できる11月頃とする。
- (3) 基本的には「登録制度」を採用し、登録者に対する配慮を十分に、その固定化をはかること。
- (4) 「登録制度」には新しいルートとして「公募」の方法を全面的にとり入れる。ただし、地域それぞれの事情を考慮し、「公募」にとらわれず弾力性をもたせる。
- (5) 調査員に公務員としての責任と自覚を持たせ、これを育成助長する方向の考慮が固定化への途である。

以上の構想のもとに、昭和40年11月第1回公募を行なつた。第1回締切時における応募者数（登録者数）は1,135名であつた。

2 現 状

前記のとおり当初の応募者数は県の予定（2,200名）を下廻つたが、その後市町村の協力により現在2,600名

（44年9月1日）となつている。なお登録調査員の各年度における活動状況は、次のとおりである。

	委嘱調査員数(延)	登録調査員数(延)	率
昭和41年度	8,531	5,079	59.5%
昭和42年度	4,845	3,070	63.3%
昭和43年度	9,837	3,741	38.0%

（付記）「大規模調査（43年住宅統計調査等）は、登録統計調査員では不足するため、登録調査員以外の者を一時的に委嘱した。」

また、県としては、調査員に対する配慮を充実させるとともに積極的に協力できるような態勢づくりに努力した。

- (1) 県・市刊行物の配布、還元
- (2) 反省会、研修会の開催
- (3) 報償費の支給

3. 効 果

前述したとおり「調査員登録制度」は、まことにタイミングよく、調査員選任面での重大な危機をのりきるのに大きな力となつた。このことは、制度実施上の最大効果といえるだろうが、実際的な効果としては、次の各点をあげることができる。

- (1) 調査員選任事務の簡素化
- (2) 民間調査員動員の手がかりができた。
- (3) 調査員事務打合せ（訓練会）の出席率の向上
- (4) 調査実施上の熱意向上と提出期日の厳守
- (5) 県・市町村間の協体制の強化などが上げられ、その行政効果は大なるものがある。

4. 問 題 点

それでは、この「登録制度」の問題点はどこにあるであろうか。いうまでもなく本制度は発足以来3年を経過し、ようやく一人歩きできる状態となつたが、長所のある反面、また問題点も多いわけである。その主なものを上げると次のとおりである。

- (1) 登録調査員の配置基準の設定
- (2) 調査員の調査内容と適合する研修等
- (3) 統計調査員の補充
- (4) 制度運営面での市町村間の差違の調整
- (5) 給与等

以上については、県市町村の段階では限界もあるもので、今後の統計調査員が第1線において、実査にあたる重要な位置づけを認識して、大きな視野から関係機関の総力を挙げての努力がなお一層望まれるものである。

国勢調査以前の人口(その1)

県統計課 大 録 義 行

今年は国勢調査の年である。

日本で近代人口センサスが初めて行われたのは大正9年(1920)であるから、今から80年前の事である。これまでの日本の国際的地位は幾多の変遷があつた。昭和20年(1945)から日本国民は四つの島に生活を余儀なくされ、新しい平和国家への道を歩め初めた。それから25年、日本国民は小さな祖国の中でお互いのエネルギーをぶつかりあわせてきた。今ではGNP(国民所得)は世界第2位にまで躍進した。ハーマン・カーンは、21世紀は日本の世紀であるといつている。しかし、現実には、労働力不足、人口生産力の低下、老令人口の増加と将来の日本人口の前途を考えると、あながち昭和元禄を賛美してよいか、憂慮に堪えない問題をもはらんでいる。

未来は現在の連続であり、今日は過去のつながりであるとの観点から、過去の日本人口の推移をながめてみることもまた意味のないことではないであらう。

以下、上古、中世、近世の順を追うて、その概要を起すこととする。

1 上古および中世の人口

崇神紀12年(紀元前85)9月16日の条に「人民ヲ校へ、調役ヲ課ス」ということがみられるが、全国的に行なわれたものではない。また雄略紀(457~478)、欽明紀(540~571)の時、皇室御料である屯倉に属する人民、帰化人の一部について戸籍が作られたことが記されているが、未だ全国の人民について戸籍をつくることまではいならなかつた。戸籍が作られたのは、大化改新以後のことである。古紀によれば、孝徳紀、白雉元年(652)4月「是月戸籍ヲ造ル、凡ソ50戸ヲ里トナシ、里毎ニ長一人ヲ定ム」、天智紀、白鳳9年(670)2月「戸籍ヲ造リ、盜賊ト浮浪ヲ断ツ」「庚午戸籍ヲ作ル」とあり、ここから日本の戸籍が整備された。それらの戸籍の内容は、大宝令の規定によればすこぶる完備した様式で姦詐脱漏の防止にまで深い注意が払われたといわれるほどであるから、全国の人口(戸口)数を明らかにする材料が存在したに違いないと思われるが、今にその当時の戸口を明らかにする数字が伝わるものがない。その後、朝廷の勢力がおとろえ、勢力のある臣家が土地を兼併し、従前行なわれていた「班田收受の法」も行なわれず、種々の手段を用い、課役を免れ、浮浪の徒が多くなり、土着の人民は減り、戸籍の法はついに行なわれなくなつた。

政権が武門に移り、封建制度の世になると、領地や軍役などの関係から武士の数、領地内の戸口数などを知る必要から地方地方においては戸籍は作られていたに違

ないが、今にそれを伝えるものは明らかでない。

以上のような事情から、上古、中世の人口はその数を明らかにすることができず、各書に残された一国一郡の戸口、課丁などの数から推算するほかに、当時の人口を知ることはできない。

II 上古の人口

現在においても、後進国はその領地は広大で、人口数は希薄であることを常としている。しかもその人口増加は先進国より大である。

日本においても、上古は人口の増加率が激しかつた事は推測できる。伝説によれば、伊邪那岐命は「吾は一日に千五百産屋を立てむと」宣いしとか、大月晦大祓の祝詞に「天の益人」の詞のあるのは、出生率が死亡率よりも大きいと表現したということもできる。また、先住民族の大和民族への帰服、外国人の来住帰化も少なくなつたことは記紀にも数多く記されている。外国人の中には部落をあげての移住もあり、これらの事情に日本の人口は増加する要因があつた。

一方においては、人口の増加を妨ぐ要因もあつた。戦争、飢饉、疫病等があつた。先住民族との戦争、三韓への遠征、勢力家達の斗争等があつた。国内においては、戦争、斗争は絶えず続き、多くの死者の出したことでおろろ。

崇神天皇5年(前90)、「是年国内ニ疾病多ク国民大半死亡ス」とか、聖武天皇3年(726)「12月尾張国民惣テ2,242戸稼傷して飢饉、遠江国五郡水害ヲ被ル竝ニ3年ヲ限り賑貸ヲ加ヘシム」、欽明天皇28年(567)には「郡国大水民飢工或ハ人相食ム」、推古天皇34年(627)「是年3月ヨリ7月霖雨為ニ天下大ニ飢工老幼道ニ死ス」などの記事にもみられるとおり、天災地変は人民を飢餓の苦しみに追いやつたことは、現在においては想像することのできないほどの悲惨のものであろう。栃木県大谷の石蔭遺蹟の人食の習俗、飢えからの自己防衛のための乳幼児の殺りやく、墮胎なども上古においては行なわれたといわれているから、人口の増加を積極的にあるいは消極的に行なつて、人口の急激な増加を防ぎ、その増加の速度をおくらされたことは認められる。しかしながら、現今の後進国と同様に人口の増加は人口の増加を人為的に完全に防ぐことは困難であつたであろうから、一般的には上古の人口増加は大きかつたものとみてもよいのではないだろうか。

元正天皇、養老年間(717~723)には私墾田の開発の奨励、その後の墾田の増加、荘園の発達などによる耕地の増加は耕作人民の増加を示し、養老元年(717)2月「信濃、上野、越後ノ百姓各1百戸出羽柵ニ移ス」、養

老6年(722)8月「諸国司ヲシテ柵戸1千人ヲ簡シテ陸奥ノ鎮所ニ配セシム」は、人口の増加の大きい地方から人口希薄の地に移住させ、辺境をかためるとともに諸国の人口増加策をはかつたものであろう。

当時における人口数はどの位であつたろうか。精確な人口数は明らかではない。横山由清氏は「本朝古来戸口考」で国分田の数から推算して、淳和天皇、弘仁14年(823)の人口を369万4,331人と計算している。また、郷数から計算して清和天皇、貞観年間(859)以降正喜以前(900)の人口を376万2千人とし、天曆年間以降正曆以前(947~989、村上天皇~一条天皇)の人口を441万6,650人と計算している。

また、沢田吾一氏は「奈良朝時代民政経済の数的研究」において、奈良朝時代の人口を推算し、良民総人口は500万~600万の間にあり、良民以外の賊民、雑戸、私民を加えて、全国の総人口は600万~700万人であると説いている。

Ⅲ 中世の人口

その後の時代である鎌倉室町時代の人口数は推算する根拠が不明瞭である。

横山由清氏は「本朝古来戸口考」において、「拾芥抄」の郷数より推算して、文活以降元弘以前(1186~1337、

後鳥羽天皇~後醍醐天皇)の人口を975万人と推算している。また、日蓮の「高祖遺文録」(1222~1282年間の作)には、498万9,658人とあり、前記の推算とも大きな差がある。また、「雑記集」(大永9年、1528)には人口491万8,652人、永祿5年(1562)の旧記には499万4,808人、内男199万4,828人、女299万4,830人(男女計と総数と一致せず)とある。これらの人口数は約300年も年差のある「高祖遺文録」の数とほとんど変わらないので、にはかに信用できない。

また、吉田東伍氏はその著書「維新史八講」のなかで、人口と穀物との関係から、天正年中(1573~1591)総石高1,800万石から推算して人口は1,800万人と推算している。

中世の人口数は、妥当な数字は見当たらないが、中世初期から人口は増加をつづけ、その後足利時代、戦国時代と人口の増加をはばむ戦争、飢饉などの要因が多くあつたにもかかわらず相当の人口増加していたことはうたがいのないところであろう。

徳川の初期時代においては、ますます増加してきたことと推察される。

次に、上古、中世における各書に記されている人口表を参考のため掲げる。

日本上古中世人口表

年 代	西 歴	天 皇 紀	人 口(人)	出 典
崇峻天皇2年	589		3,931,151 4,031,050 4,988,842	聖徳太子伝記 太子伝抄 太子伝(松井羅洲随筆「它山石」所引)
推古天皇18年	610		4,990,000	十玄遺稿(「它山石」所引)、西川求山斎「日本水土考」
養老5年 神亀元~天平20年	721 724~748	元正紀 聖武紀	4,669,899 4,584,893 2,000,000 4,508,551 4,899,620 8,000,000 8,631,074 3,694,331	鈴木重嶺「皇凡大意」 行基菩薩行状記 行基式目(博物雑誌所引) 行基菩薩の計数(「類聚名物考」所引) 行基式目 十玄遺稿、日本水土考 折焚柴の記、行基菩薩の計数 横山由清「日本旧制史」
弘仁12年	823	嵯峨紀		
貞観~延喜年間	859~922	{清和、陽成、光孝 宇多、醍醐紀	3,762,000	同上
延喜年間 延長元年	901~922 923	醍醐紀	20,000,000 1,128,167	伊能穎則「古今戸口考」 地理局雑誌「大日本田積、口数増加求積比較表」
天曆~正曆年間	947~990	{村上、冷泉、円融 花山、一条紀	4,276,800	慶安4年刻版、日本国図
一条天皇御守	986~1010		22,083,325	伊能氏前掲
正曆~承暦年間	990~1080	{一条、三条、後一条 後朱雀、後冷泉 後三条、白河紀 近衛紀	4,416,650	横山氏前掲
保天平治乱前 文治~元弘年間	1155頃 1185~1333		24,000,000 9,750,000	伊能氏前掲 横山氏前掲
弘安年間	1278~1287	後宇多紀	4,984,828	崑玉撮要集、類聚名物考
大永8年	1528	後柏原紀	4,918,652	権少僧都俊貞「雑記集」
天文22年	1553	後奈良紀	2,330,996	地理局前掲
天禄5年	1562	正親町紀	4,964,808	香取文書
天正年間	1573~1591	正親町紀	18,000,000	吉田東伍「維新史八講」

(注) 同一年代に人口表の並列あるものは、異説があるによる。

一九七〇年代

加藤 富子
自治大学教授

アメリカの未来学者ハーマン・カーンは二十世紀初頭に、日本は所得水準において、一人当たり年間八、五〇〇ドル（三〇六万円）の段階に達し、さらに二〇二〇年にはアメリカを抜いて世界一の高水準になる。このような経済力を背景として、二十一世紀には、日本の世紀になるであろうという、眉にツバをつけたくなるようなありがたいご託宣をたまわっている。もつとも、このご託宣には、日本人が現在のような勤勉さを持続すること、日本が軍事競争にのり出して、非生産的な軍事費に所得を多く配分しないことの二つの仮定が保たれた場合という限定がつけられている。それはともあれ、日本人にとつてこれから考えようとする一九七〇年代の終りは、二〇年というところまで接近していくわけである。ハーマン・カーンのご託宣ではなく、日本の国民生活審議会の「将来における望ましい生活とその実現のための基本的政策に関する答申」（昭和四十一年一月一日）によると、昭和四十二年で九六〇ドル（三四・五万円）で自由世界各国中二十位となつた日本の個人

所得が、一九七〇年代の中間にあたる昭和五十年には、現在の英独仏なみの一三〇〇ドル（四五、八万円）になり、一九八五年の昭和六十年には、現在の米国の二五〇〇ドル（九〇万円）の水準に達するだろうと予測している。

なにはともあれ、日本国民の所得が、飛躍的に増大するということは、人びとの価値観を変え、住民の地方自治に対する要望をより高度のものにしてゆくにちがいない。前記の国民生活審議会の答申によると、今後予想される価値額の変化として、

- ① 所得水準の上昇に伴つて、選択的消費の割合が増大し、とくに耐久消費財や娯楽サービスについて顕著になる。
- ② 私的消費が充実するにつれて、社会的消費の充実を重視する傾向が高まり、とくに交通、通信費や教育費の割合が高くなる
- ③ フロー（所得、消費）よりもストック（富、住宅、社会資本等）を重視し、また、個人利用よりも社会利用を重視するなどをあげているが、②、③からもうかがえ

るように、このような価値額の変化を通じて、地方自治の基盤である社会的連帯意識が次第にたかまり、人々の考え方が、私利追求より公共性への傾向を帯びてくることにある。さらに、以上の三点に加えて、伊藤善市氏（東京女子大教授）は、物質主義から精神主義への傾向をあげられている。精神主義への傾向とは、具体的にいうと文明の画一化に対する多様性への要求であり、個性尊重、創造、趣味、静かな環境などに対する欲求の高まりなどを招集する。このことは人間中心の、そして生命尊重の文化を創造し、各人が生きがいを感じることでできる生活への欲求を意味している。

今やわれわれは、これまでの生存から人並みの生活へという段階を脱し、生がいのある生活を追求する時代にはいつてきており、国や地方自治体に対する要求も、産業基盤整備より生活環境整備への時代から、文化環境整備へと重点が移ってくるであろう。

